

会社法の概要決まる

制度調査部
堀内 勇世・横山 淳

平成17年商法改正について

【要約】

12月8日、法制審議会「会社法（現代化関係）部会」で来年の商法改正の概略が決まった。

この商法改正は、新しい「会社法」を創設するものである。

例えば、組織再編の柔軟化・多様化、最低資本金の撤廃、配当等の規定の整備などを内容とする。話題の三角合併なども、組織再編に含まれる。

この商法改正は、株式会社に大きな影響を与えるものである。

1. 会社法の概要、決定

平成16年（2004年）12月8日、法務省の法制審議会「会社法（現代化関係）部会」は、平成17年（2005年）来年の商法改正の概略、つまり新たに制定される「会社法（仮称）」の概略を決定した。

これは、平成15年（2003年）10月に公表された「要綱試案」以後の商法改正の議論に一区切りつけるものである（注1）。

（注1）「要綱試案」の正式名称は、「会社法制の現代化に関する要綱試案」である。

今後、年明けの法制審議会の総会で承認された上で、法務大臣に諮問され、通常国会に法案が提出される予定である。

順調に6月ごろに成立した場合、早ければ、平成18年（2006年）4月にも施行される可能性がある。ただし、大改正であるため、平成18年10月ぐらゐまで施行がずれ込む可能性もあるようである。

2. 会社法の概略

株式会社にかけかわる概略は次のようなものである。

（1）総論

はじめに、多くの株式会社の実態等を踏まえ、株式会社に関する規律について、有限会社に関する規律との一体化を図っている。具体的には、次のとおりである。

現行の株式会社と現行の有限会社を、ひとつの会社類型（新しい「株式会社」とする
現行法のもと設立された有限会社には経過措置を設ける

例)・新法の下では「有限会社」の名はなくなるが、既存の有限会社に、「有限会社」の名の使用の
継続を一定の範囲で認める

(2) 設立関係

以下のように様々な手段を用いて、会社の設立に係る規制を緩和し、会社の設立を容易にしもしくは規定を簡素化している。

設立時の最低資本金は廃止

設立時の現物出資における検査役の調査の例外的拡大

事後設立の際の検査役の調査の廃止

(3) 株式・持分関係

以下のように、株式・持分関連について幅広く規制緩和を行っている。

株式の譲渡制限制度の柔軟化

例)・原則として、承認機関を株主総会とする。取締役会を設置する株式会社にあつては、取締役会とする。

・定款の規定により、一部の種類の株式の譲渡のみに承認を必要とすることや、株主間の譲渡は承認不要とすることを可能とする

自己株式取得に関する規定の整備

例)・証取法の公開買付けに類似した方法による買受方法の新設

・自己株式取得の授権決議を臨時総会でも行えるようにする

組織再編の際に子会社が一時的に親会社株式を取得できるようにする

金庫株の市場売却については、一定の取得事由に関するものについてのみ可能とする。

株式の消却に関する規定の整備

種類株式制度の柔軟化、規定の整備

例)・定款で定めれば一部の種類の株式についてだけ譲渡制限を付することができる

・株式譲渡制限会社においては、議決権制限株式の発行限度規制を廃止（注2）

・定款の定めに従い、公告・通知等の期間を待たず強制転換することを認める（ただし事後の公告・通知は必要）

端株制度と単元株制度の一本化

例)・具体的には端株制度を廃止する

・端株制度採用会社のための経過措置を設ける

少数・単独株主権等の規定の整備

例)・帳簿閲覧請求権などは、「議決権総数に占める議決権数が一定割合以上の株主」又は「一定割合の株式数を有する株主」が行使できるとする。

・議決権制限株主の株主提案権などについては、議決権のある事項か否かで、権利保障されるか否かを確定することを規定

・議決権に関する基準日後に生じた株主にも議決権を与える方法の新設

(注 2) 「株式譲渡制限会社」とは、「すべての種類の株式について、その譲渡につき承認を要する旨の定款の定めがある株式会社」のことである。要綱試案では「譲渡制限株式会社」と呼んでいた。

(4) 機関関係

以下のように、株主総会・社員総会、取締役、取締役会、監査役等、広範に会社の機関に関する規定の見直しを行っている。見直しには二つの方向がある。一つは経営陣に対するチェックが働きやすくする、コーポレート・ガバナンスの観点からの見直しである。取締役の解任決議をこれまでのように特別決議ではなく、普通決議でよいこととするのはその一例である。もう一つは、規制緩和の流れである。取締役の責任を、これまで委員会等設置会社だけに認められていたように、過失責任に限定する流れはこれに当たる。

一定の条件の下、取締役会を設置しない株式会社を創設

株主総会の柔軟化等

例) ・招集地を原則本店所在地とする商法 233 条を削除

・会社から総会検査役の選任を裁判所に請求できるようにする

委員会等設置会社以外の株式譲渡制限会社の取締役の任期を、定款で 10 年まで伸長することを可能とする(法定任期は原則 2 年)

取締役の解任決議を原則として特別決議から普通決議に変更する

取締役会の書面決議を一定の場合認める

一定の社外取締役以外は、登記事項の対象からはずす

取締役の会社に対する責任を委員会等設置会社と調整を図る

例) ・原則過失責任とする。

株主代表訴訟制度の見直し

例) ・株主が自己又は他人の不正な利益を図り、又は会社に損害を加える目的を有するような場合などには、株主代表訴訟を提起できないことを明記する

・株主代表訴訟が継続している最中に、株式交換等が行われても、一定の場合、訴訟が継続できるような手当てをする

補欠監査役の予選ができること及びその手続きを明確化

委員会等設置会社の使用人兼務取締役の禁止など

会計監査人の制度を強化

例) ・会計監査人の任意設置の範囲の見直し

・会計監査人も株主代表訴訟の対象とする

・会計監査人についても、責任軽減制度(一部免除制度)を導入する

税理士・税理士法人、公認会計士・監査法人が、取締役等と共同して計算書類を作成できるとする「会計参与」制度の創設

(5) 計算関係

以下のように、剰余金の分配にかかる規制、資本金・準備金にかかる規制、組織再編行為の際の資本の部にかかる計算関係、分配機会および決定機会の特例並びに役員報酬等に関する規定が広く見直されている。利益の配当、中間配当、資本金および準備金の減少に伴う払い戻し、自己株式の有償取得を「剰余金の分配」として整理して、統一的な財源規制を図っている。また会社法上、利益準備金と資本準備金の科目の区別は廃止するものとされている。利益処分案の決定権限に関する委員会等設置会社とそれ以外の会社との間の調整、自己株式の取得の解禁に伴う株主に対する会社財産の払戻し機会および手段の多様化等に対応した規制の合理化等が図られている。

剰余金の分配にかかる規制の整理

- 例)・財源規制を課す自己株式取得の類型を拡大(合併等の反対株主の買取請求の場合などを除く)
- ・現金以外の財産の分配の制度の新設(現物配当)
 - ・統一的な財源規制の規定(なお、純資産額が300万円未満の場合、剰余金があっても分配できない)
 - ・分配可能限度額に期中の期間損益を反映するための決算に準じた手続を創設

資本金・法定準備金の規制の整備

- 例)・利益準備金、資本準備金の区別を廃止
- ・会社成立後の法定準備金減少の限度規制(減少は資本金の4分の1までとする規制)の廃止を検討
 - ・会社成立後の資本金の減少額に上限は設けない

いわゆる配当の実施時期の自由化など

- 例)・株主総会の決議により、いつでも、いわゆる配当を行えるようにする
- ・会計監査人を設置し、かつ取締役の任期が1年である株式会社(委員会等設置会社以外の会社にあっては、監査役会を設置した場合のみ)は、定款の規定により、取締役会決議で、いつでも、いわゆる配当を行えるようにする(営業報告書には、配当の理由などを記載しなければならない)

株式会社は、剰余金変動計算書を作成し定時株主総会の招集通知に添付しなければならない

委員会等設置会社以外の株式会社にあっては、いわゆる役員賞与は、株主総会の決議により定めなければならない

(6) 社債・新株予約権関係

以下のように、社債・新株予約権関連で多様な見直しが提案されている。見直しの方向は概ね、資金調達手段の改善、企業活動の国際化への対応、に沿うものといつてよい。社債発行について取締役会で枠を定め、時期等は代表取締役に委任し、機動性を確保できるようにする。

社債・新株予約権に係る制度の整備

取締役会を設置しない株式会社にも社債の発行を認める

取締役会の決議(一定事項の決定)の下、具体的な発行額や発行時期の決定を代表取締役に委任することを可能とする

社債管理会社にかかる規定の整備

社債権者集会にかかる規定の整備

- 例) ・法定決議事項以外の事項を決議する場合の裁判所による許可の制度の廃止
- ・社債権者集会の特別決議の成立要件を変更する(定足数は廃止)

新株予約権で生じる端株の処理

- 例) ・原則として端数等に相当する金額を金銭で償還する

組織再編行為に際しての新株予約権等の承継

- 例) ・合併・会社分割の場合についても、株式交換の場合と同様、新株予約権の承継の手続きを明確化する

- ・再編行為に際して、次の 、 の場合には買取請求権を認める

発行条項に承継に関する定めがある場合は、その定めの内容に沿わない取扱いがされる新株予約権

発行条項に承継に関する定めが無い場合は、承継されることになる新株予約権

新株予約権付社債の譲渡等

- 例) ・無記名式に加え、対抗要件、権利移転について、株式と同様の取扱いがされるものを創設する

社債の銘柄統合の手続を設ける

(7) 組織再編関係

以下のように組織再編関係の規定を見直し、柔軟かつ弾力的に実施できるようにしている。企業が生き残りをかけて再編を実行するニーズが高まっていることに、対応したものと見えよう。

合併等の対価の柔軟化

- 例) ・合併等の際に、存続会社等の株式の代わりに金銭、親会社の株式を交付することを認める。

これにより、「三角合併」や「キャッシュ・アウト・マージャー」が可能となる(注3)

簡易組織再編行為にかかる規定の整備

- 例) ・簡易合併などの要件を緩和する
- ・簡易合併などの異議要件の変更(注4)
- ・議決権の90%以上を握る親子会社間の合併などにおいては、消滅会社等の株主総会を省略することを認める

(注3) 「三角合併」とは、子会社が、他の会社を吸収合併する場合に、その親会社の株式を対価として交付する合併のこと。また、「キャッシュ・アウト・マージャー」とは、消滅会社の株主に金銭のみを交付する合併のこと。

(注4) 簡易合併などにおいて、現在、総株主の議決権の6分の1以上にあたる株主から異議があった場合、簡易な手続は続行できない(反対株主の異議、現行商法413条の3第8項等)が、その見直しがされている。この「総株主の議決権の6分の1」を、「『その会社の特別決議の定足数の総株主の議決権の3分の1』と、『総株主の議決権の6分の1』とのいずれか小さい方」とする。

(8) 清算関係

清算手続きへの裁判所の関与をはずすなど、様々な面で規制緩和を行っている。

清算手続きは裁判所の監督に服するものとする規定の削除、その他手続きの緩和

金銭以外の財産による残余財産の分配が可能であることを明確化

各株主は、分配を受けることができる残余財産に代えて、その価額に相当する金銭の支払を請求することができるとする

清算中の会社は、残余財産の分配を除き、利益配当、自己株式の取得その他株主に対する金銭等の支払をすることができないとする

(9) その他

「子会社」には、株式会社・有限会社だけでなく、親会社からの一定の支配権が及びうると見られる外国会社等を含むものとする。